

(仮称) さっぽろ未来創生プラン策定検討有識者会議設置要綱

平成 27 年 6 月 23 日
市長政策室長決裁

(目的)

第 1 条 人口の将来展望や今後 5 か年間の具体的な施策を示す (仮称) さっぽろ未来創生プランの策定にあたり、専門的かつ幅広い知見を有する有識者等から意見を聴取する必要があるため、「(仮称) さっぽろ未来創生プラン策定検討有識者会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、(仮称) さっぽろ未来創生プランの策定について、出席者が意見交換を行うものとする。

(構成)

第 3 条 検討会議は、1 2 名以内の委員で構成する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(座長等)

第 5 条 検討会議には、座長及び副座長を置くものとする。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議は、市長政策室政策企画部長が必要に応じて招集する。

2 市長政策室政策企画部長が特に必要があると認めるときは、委員の代理出席を求めることができる。

(オブザーバーの設置)

第7条 検討会議にオブザーバーを置き、意見を聴くことができる。

(意見の徴取)

第8条 座長が特に必要があると認めるときは、委員会の会議に、委員・オブザーバー以外の者の出席を求め、資料の提出を受け、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第9条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

2 前項の規定は、第6条第2項により代理出席した者に準用する。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、市長政策室政策企画部企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長政策室政策企画部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。